取扱区分:「公開」

第4回周南市景観審議会

議 事 録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております (発言そのものの記載ではありません)

平成27年11月10日(火) 9時30分~ 周南市仮庁舎 中会議室 (旧勤労福祉センター3階 第4会議室)

第4回周南市景観審議会議事録

1 開催日時 平成27年11月10日(火) 9時30分~11時30分

2 開催場所 周南市仮庁舎 中会議室

3 出席委員 ・ 村越千幸子委員 ・ 中川明子委員 ・ 臼井稔委員

三分一幸治委員 • 前田貴典委員

4 事務局 都市整備部 岡村部長 · 國澤次長

都市計画課 有馬課長 • 髙瀬課長補佐 • 村林係長

5 関係者 中心市街地整備部 重岡次長

建築課 井上課長補佐

庁舎建設課 福本課長 · 重國課長補佐 · 貞長係長

村田主査 ・ 中尾主任

6 傍 聴 者 傍聴定員10名のうち傍聴者0名

7 審查事項

第1号 景観計画区域内行為における、外観を変更する行為(模様替え・ 色彩の変更など)の届出範囲を定めること

8 報告事項

第1号 景観条例による届出制度の平成26年度実績報告及び 景観まちづくり活動支援事業実績報告

第2号 (仮称) 新徳山駅ビル建設計画について

第3号 周南市庁舎建設計画について

第4号 景観届出について

9 議事の要旨

開会 9時30分

開会宣言

部長挨拶

委員の定数報告

委員紹介

会長挨拶

(事務局)

それでは、周南市景観条例施行規則第3条第4項により、会議の議長は審議会会長と定められております。ここからの進行は、会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、次第にしたがって、進めて参ります。

本日は、1件の審議事項、4件の報告事項が提出されています。

まず、審議事項第1号の「景観計画区域内行為における、外観を変更する行為(模様替え・ 色彩の変更など)の届出範囲を定めること」について、事務局より提案説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より提案説明をさせていただきます。お手元の資料、審議事項第1号を ご覧ください。

審議内容は、「建築物の建築等」「工作物の建設等」における、外観を変更する行為(修繕・模様替え・色彩の変更など)について、届出の対象となる範囲を定めることです。

資料3ページをご覧ください。

周南市景観条例第9条から11条に基づく届出の区分・規模が別表で明らかにされています。

これに基づくと、「建築物の建築等」「工作物の建設等」における外観を変更する行為は、変更面積の大小を問わず全てが届出の対象となります。

しかし、現在、運用として、「大規模の模様替え」のみ届出の対象とし、建築基準法第2条第1項15号に準拠の上、「変更となる面積が過半となるもの」について届出を受けています。

そこで、資料1ページから2ページの事例や6ページ・7ページに記載している他自治体の状況もご覧をいただき、届出を受ける範囲をご審議いただき、定めていただければと考えています。以上が提案説明となります。よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。

審議事項につきまして、ご意見やご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

(委員)

確認をしたいのですが、アラビア数字「II」の場合ですが、届出をいただいた後に、このケースは運用上で届出が不要ですよと取り下げていただいているということでよろしいでしょうか?

(事務局)

この事例は具体的な事例を元にイメージ図とさせていただいており、この事例は、屋外広告物の許可対象路線沿いのため、景観届出ではなく屋外広告物許可申請書の提出をいただき、手続きを行っています。

一方、屋外広告物の許可申請にからまず、景観届出のみの場合は、現段階は運用として「過 半の変更」に該当する場合に届出を受け付けており、該当しない場合は提出をいただいてお りません。

そこで、この機会にご審議いただき、定めていただきたいと考えております。

(委員)

質問なのですが、今運用として「過半」をラインとしていると説明を受けたのですが、それは理由が有るからと思うので、その理由についてご説明をお願いできないでしょうか?

(事務局)

先程ご説明をさせていただきました、建築基準法第2条第1項15号に過半の模様替えが 大規模な模様替えと定められていることから、それを準拠させていただいて、過半をライン として運用をさせていただいています。

但し、これまで運用として対応をさせていただいておりますので、今回ご審議をいただい た結果を根拠として、今後は届出事務をさせていただきたいと考えています。

(会長)

では、アラビア数字「I」の方から審議をしていきたいと思います。

車庫のみを捉えると「全体」となりますし、車庫と建物を一体として捉えると「過半以下」 となります。

(事務局)

現在、他の自治体で行っている状況は、6ページ・7ページに列挙させていただいている とおりで、対応は様々となっています。過半や面積に応じてというように、ライン引きをし ています。

(委員)

質問をさせていただきます。これはあくまでも、建物の大きさを審議すればよいのでしょうか?

(事務局)

建物をはじめ、条例等で定める規模に該当する工作物の色彩変更等をする場合に、どの範囲までの届出を受け付けるかということをご審議いただきたいと考えています。

(委員)

色彩という事は、この事例は「白」ですが、極端な話「紫」に変更しようとして、周囲の 景観と異なる、あるいは、その色彩が突出して周りが見えなくなるというところを、どうし たらよいのかということを審議すればよいのでしょうか?

(事務局)

今回、審議の上で定めていただきたいのは、全体の面積のうち、一部でも色彩変更が有る場合に届出を受ける、過半以上の面積に色彩変更が有る場合に届出を受ける、他の自治体のように、何㎡のラインを越える色彩変更について届出を受ける、そのようなライン引きの基準についてご審議をいただき、決めていただきたいと考えております。

(委員)

一番影響が有るのは、街路から見える部分の色彩変更をする場合であって、見えない面も 含めて基準を定めたいということでしょうか?

(事務局)

事務局の案としては、視覚的に認められる「見付面積」において、過半の場合や一部でも変更が有る場合に届出を受けるなど、ライン引きについて定めたいと考えております。

(委員)

他の自治体さんは、全ての面について対応されているようで、見付面積に限っていないと も考えられますけれど。

但し、見付面積で考えないと、見えない部分も含めての過半などとなるので、見える部分の全面が色彩変更されても、全体の過半とならないので届出を要しないということになりますけれども。

(会長)

見付面積にするか、全体にするかで大きく変わってくるということですね。重点地区と重 点地区以外とで対応を考える、それも有ると思いますね。

(委員)

景観計画に重点地区の指定が有り、確かにレベルを考えていくことが有ると思いますが、 景観計画はそもそも、周りに調和するとか、影響を与えるとか、都市全体での統一感である とか、イメージですよね。それを考えると、「2分の1」という一つの概念であると、元々 分母に当たる面積が大きいと、2分の1であってもその与える影響が大であるでしょうし、 分母に当たる面積が小さければ、2分の1又は全面であっても、与える影響が小さかろうと 考えますので、一部でも結構なのですが、他自治体のように、色彩変更の面積で基準を設け た方が良いのではないかと考えます。大きなビルの過半では、影響が大きいですよ。参考に されたらと思います。

(委員)

一般の住宅で、年数を経過すると色落ちが生じてくると思いますが、その都度届出を行っていたら、それはかなり煩雑な事務となってしまい、現実的ではないと思うのですが。

(事務局)

色彩の変更については、第三者が見て明らかに色彩の変更と認められる場合を対象と考えて対応しています。年数の経過によってホワイトからくすんだホワイトになってしまい、元の色彩に戻すために塗り直す場合は対象とならないと考えます。ホワイトからミントグリーンに変更するなど、色彩が明らかに変更される場合に対応をしています。

(委員)

外観を変えたいというのは、所有者のニーズで、住んでいる方が変更することによって活力を持つがために色彩を変えることで、問題は、その色彩を変えることで、周囲に何かしらのプレッシャーを与える、受けるということが問題と捉えるのか、いやいや、それは敷地内

の問題なのであって、外観はある程度の許容で不問であると考えるのか、それから、もう一つは、都市計画の中で、この地域は「質素なまちづくり」を目指す地域であると、あるいは、この地域は自由に(建築物の色彩も含めて)アカデミックなデザインもOKと、そういう地域であれば「どうぞ色を変えてもいいですよ」と、そういうのも一つの「まちづくり」であると思います。

ですが、根本的なまちづくりですが、全部が均一に同じ様な形で進めるというのは、かなり無理が有ると思います。

例えば農村で、突然に某漫画家が建築された建築物が建つとか、村おこしでそのような建築物を建てる、アートな雰囲気を出そうというのであれば、奇抜な外観でも指針として許すというような、何か基準を設けていかないと。

家というのは、その所有者の物ですから、所有者が居心地良いというのが一番です。 但し、これはまちづくりの上で問題が有るよということであれば、程度を抑えてくださいと、 それはどこまで抑えるかという事は面積の問題であって、デザインや色彩の問題であると思います、というのが、根本的な問題であると思います。計画無くして均一に取り扱うという のは、「まちづくり」として如何なものか、そのように考えています。

(会長)

そうですね、届出をするのですが、色の規制が意外と無いという状況になっています。届 出を受けて、色彩に悩むことが有ると思われます。届出事務において苦慮していると思われ ます。

(委員)

現在は、私権を制限するというところが少なくて、枠は決めたけれども実際の景観誘導が難しいし、私権が守られていると考えています。街並みをみんなで変えていこうというのが本来は根底にあって、申し訳ありませんが私権を制限させてくれませんか、ということが大切であると思います。

(委員)

であれば、無理やりこの場で「こう進めましょう」と決める行為は、早急であるという判断も有りませんか?

(会長)

景観計画・景観届出が未だ浸透していないところも有るかもしれませんので、ますは届出 を提出してもらうことが大切であると考えています。その先に、どんな「まちづくり」をし ていきたいと考えていくのか、その中で色彩をどのようにしていくのかということであると 考えています。現在はそこまでいけていないかもしれませんので、とりあえず届出をどの範囲まで行うのかということを始めておかないとならないのだと考えています。その先は、委員が言われるように、きちんとしていかないと、まとまりの無い状態になるかもしれません。そこで、今日の審議事項ですが、正面だけにするのか、全体の過半にするのか、指標を作っていけたらと思います。

(委員)

市が定める「中心市街地」、例えば周南市全体で考えると、これは収拾がつかなくなると 思いますし、景観に係ることなので、中心市街地にある建物などについては、面積の大小に かかわらずに全て届け出るというように決めたらと考えます。面積で決めてしまうと、判断 に困る事案も出ると思いますので、中心市街地は全ての届出を課す方針で良いと考えます。

(会長)

景観計画で「重点地区:都心軸地区」を定めていますので、その範囲においては面積の大小を問わず全ての届出を受けるという事を決めてよいかもしれませんね。

(委員)

中山間の一軒家の色彩を届け出るように話しても、影響は少ないかもしれません。

(会長)

委員から、重点地区については面積の大小を問わず全ての届出を提出してもらうという意 見が出されました。みなさんのご意見は、いかがでしょうか?

(事務局)

最初に景観計画が審議された頃には、色彩についても厳しく定めておりません。加えて、歴史的な街並みが現存している他自治体であれば、色彩も厳しく定めるのでしょうでしょうが、本市では周知されている歴史的な街並みも有りませんので、定めるに至っていません。委員が言われました、まちづくりを進める中で、明らかな方向が出た際には、具体的な数値による規制が必要と考えられますが、現段階では、景観届出を行うことによって、市民・事業者の意識を高めていただくということが第一と考えています。

(委員)

委員の意見に私は賛同します。

先程、私が話をさせていただきましたが、「まちづくり全体をどうするのか?」ということが明確に決まっていない。ブランドとして、周南市をどのようなブランドにしていきたい

と考えているのか、所謂「歴史のあるまち」ではないので、どちらかというと、中都市で、 住み易くて、なおかつ自由闊達な雰囲気を持ったまちを目指すのが一つの方向性だと思いま す。

その時に、建物というのは生活の一つの指標でありますので、緩くしておいて、但し、まちづくりはみなさんで行いましょうという意味合いで、届出は全て行ってくださいと。その際の判断は色々と協議をしていきましょうということで、三分の一であるとか過半数であるとかを今の時点ではカットして、そのようにして進めていかれたらと考えます。

(委員)

周南市は、古くから存在する建物を、今後も保存しようとしているのでしょうか?

(事務局)

現在、市で保存対象としているものはありません。

(委員)

これは都市計画課だけの話ではないと思いますが、周南市がどんなふうに建物を考えていくのか、古いからいいと考えるのか、それをどのように活かしていくかを考えていかないとならないので、とりあえずは「重点地区」として置いておいて、そのあたりの計画を煮詰めていかないといけないと思います。このまま少子化がどんどん進んでいく中で、大事な文化遺産・歴史遺産をどのように活用するのか、そのような計画はできないのでしょうか?

(会長)

重点地区については、届出は全て受けることとしてよろしいでしょうか? では、外観の変更は、面積にかかわらず全ての届出を受けることと決定します。

屋外広告物についても、許可申請が不要な路線沿いは全て景観届出が提出されるとのことですので、同様の対応を宜しくお願いいたします。

(委員)

私は、壁面に広告を出すことの方が、よほど大問題の気がしています。

壁面広告は、建物の余白が有れば全て広告物を掲出してもよいのかということになって、 現在の街なかを見ても、住居のことよりも、屋外広告物の節操の無い色彩の方がよほど問題 です。市は、屋外広告物について、今後の基準を作っていかないとならないと考えます。 市や県内の屋外広告物業者が掲出する場合はある程度景観の意識をしていると考えられま すが、大手のチェーン店が店舗を掲出する際は県外から出店する場合が多く、驚くほど派手 で、品が無くて、まちにとって多大なマイナスイメージを与えていると思います。この件は、 重要であると思います。

(事務局)

建物の壁面に付ける屋外広告物、外観の変更は先程までご審議いただいた外観変更で、景 観届出の対象となっています。

屋外広告物の許可事務は、県屋外広告物条例等に基づいて事務処理を行っており、県が指定した国道・県道沿いが許可を必要とする路線とされています。その路線を除く全域が、景観届出の範囲となるため、外観変更は届出が必要となります。

(委員)

この壁面に屋外広告物を掲出する行為は、最近は多く見かけます。

(委員)

色彩が気になるのは、本人の自由が尊重されるべきなのですが、景観の誘導がどこまで行われたかということで、やはりガイドライン、規制を厳しく行うのも考えものだと思います。

屋外広告物で私が気にかかるのは、具体的な話、久米に掲出されている大型ビジョン(電 光掲示による屋外広告物)で、周南市さんも国道2号沿いに同様の掲出がありますが、もち ろんパチンコ屋さんもありますし、電光掲示は色彩が決まるものでもないですし、それをど う規制するのかということが気にかかっています。話が逸脱するかもしれませんが、夜間に 掲出場所を車で通過すると、視覚的に刺激が強すぎて、交通の支障になっています。特に白 色系の色彩が現れた際は、前が直視できない状況です。昼夜問わず同じ照度で掲出すること について、問題があると考えます。これは、景観の観点から考慮する必要がないでしょうか?

(事務局)

今の電光掲示による屋外広告物は、屋外広告物許可物件に該当するため、更新許可申請の際に、相手方に照度や色彩の使い方について話をして対応をさせていただきます。

また、周南市が行っている案件についても、対応を検討させていただきます。

(会長)

まとめます。今後は、重点地区については、外観の変更、壁面の屋外広告物掲出も含みます、全てにおいて景観届出をしてもらうことで決定をいたします。

今後は、決定事項に沿って事務処理行っていただきますよう、宜しくお願いします。 以上をもって、審議を終えます。次に、報告事項に移ります。 報告事項第1号「景観条例による届出制度の平成26年度実績報告及び景観まちづくり活動支援事業実績報告」について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

お手元の報告事項第1号「景観届出状況 (平成26年度)」をご覧ください。

平成26年度の届出件数は、年間で527件の届出を受け付けております。

内訳は、建築物の建築等が475件、工作物の建設等、開発行為などで52件となります。

一方、地区別件数においては、重点地区としている「都心軸地区」が26件、「鹿野地区」 が1件、重点地区以外が499件となっております。

また、国の機関や県・市などの地方公共団体が届出を要する行為を行う際の「通知」については、11件を受け付けており、大規模な建築物の建築等を行う「事前協議」は、景観届出及び通知を併せて年間で30件を受け付けております。

そのほか、景観届出を提出の後、該当する行為に変更が生じた場合に提出をされる変更届 出を20件受け付けています。

なお、重点地区としている「鹿野地区」が1件ということからも推測できるように、本市 の北部中山間地域の多くが都市計画区域外となっており、建築確認が不要となる場合が多い ため、景観届出が必要であることが未だ浸透していない状況が考えられます。

課題として、対応策を検討する必要があります。

資料の2ページをご覧ください。年度別の届出件数を棒グラフで示しています。

平成25年度の届出件数が最も多く、かつ11月頃までが多いのは、平成26年4月から消費税が8%に変更となるため、平成26年3月末までに建築物等の引き渡しを完了しようとしたことからと考えられます。

次に、資料の3ページ、「景観まちづくり活動支援事業」をご覧ください。

この事業は、市民と行政の協働・連携により、地域の景観まちづくりに対する意識の醸成 及び普及啓発と周南市らしい良好な景観の形成と保全を推進し、地域の特性を活かした「景 観まちづくり」を図ることを目的としています。

対象事業は、「景観まちづくりスタート事業」と「景観まちづくりステップアップ事業」 としており、「スタート事業」に1団体、「ステップアップ事業」に2団体の活動支援補助を 行いました。

まず平成26年度「スタート事業」の実績ですが、2団体から活動報告を受けております。 「周南ブランドアンテナショップ景観まちづくり委員会」は、徳山港周辺の景観資源を点 検・整理し、新たに開設するホームページのデータ作成を行い、より精度を高めて平成27年度に一般公開する予定との報告を受けております。活動支援補助金は、10万円となります。

「久米地区自治会連合会景観まちづくり委員会」は、市道櫛浜久米線の新しい街を周知する景観マップを作成し、配布地域が限定されていますが、久米地区自治会に配布したとの報告を受けています。活動支援補助金は、10万円となります。

次に「ステップアップ事業」の実績ですが、「奥湯野 桜郷 保存会」から活動報告を受けております。

同会は、奥湯野「桜郷」内の「みほろ荘川桜」など樹木等の維持管理を行い、桜花の杜で彩り、ここを広くPRする景観まちづくり活動を行ったとの報告を受けております。活動支援補助金は、3万円となります。

資料4ページをご覧ください。

平成24年度から平成26年度の3箇年で支援した活動実績を示しております。

「戸田を歩こう会」は年度途中で事業中止となりましたが、のべ5団体、総額64万9千円の支援を行い、重点地区2地区を含む5地区で景観まちづくり活動が現在も継続されています。

これまで支援した団体が核となって、市内全域で景観まちづくり活動が行われるよう、今 後も検討して参りたいと考えております。以上が報告となります。

(会長)

ありがとうございます。届出制度の平成26年度実績報告及び景観まちづくり活動支援事業報告につきまして、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。

ご質問はございませんでしょうか?

(委員)

平成24年度、25年度に申請をされていた2団体は、26年度に申請をされなかったのでしょうか?

(事務局)

予算の関係上、4団体までしか支援補助ができないため、申請をされた4団体に交付決定がされています。可能な限り市内で多くのグループ・団体が活動をされるように考えていま

す。支援の有無にかかわらず、5年間は継続して活動するように申請時の要項に定めており、 現在も活動を継続されていると確認しています。

(会長)

他に質問はございませんでしょうか?無いようでしたら、届出制度の平成26年度実績報告及び景観まちづくり活動支援実績報告について報告を受けたこととします。

次に、報告事項第2号「(仮称)新徳山駅ビル建設計画」について、報告をお願いします。

(中心市街地整備課)

中心市街地整備課です。本日は、「(仮称)新徳山駅ビル建設計画」について報告させていただきます。

A3版2枚の資料がお手元にあると思いますので、それを元に報告させていただきます。

本計画は、平成25年度にプロポーザルで設計選考をいたしました内容でございます。

概要は、敷地面積 4935.32 ㎡、駅ビル本体の建物と駐車場を合わせたものになります。駅ビルは地上 4 階建て、駐車場は 3 階建ての鉄骨造になります。資料 1 ページの右側が、最終的な駅前広場を含めた配置図になります。現在解体を行っております駅ビルを、(仮称)新徳山駅ビルは少し細長くしたような建物になる見込みです。駐輪場として活用していた場所が、新たな立体駐車場となります。現在有る、駅前広場のバスターミナルは、だいたい形は近いと思われますが、資料のように整備される見込みです。但し、回遊する箇所が丸くなっており、人が滞留する広場となるような計画です。

資料2ページにイメージ図が有ります。上の図は、デッキの部分とか、少し透けて下が見 えるようぼやかしていますが、このような建物でございます。大きなデッキが特徴的な建物 でございます。

次に、景観形成ガイドラインの各項目に沿って、ご説明します。

まず外観ですが、計画が北側駅前広場に対して、120m程度の長いパサードを作り出していることから、まちに対して建物が圧迫感を与えないため、透明感の高い、利用者の顔が見える、ショーケースのような施設となるよう目指しています。駅ビル要素として、中の活気が見えることにより、周南市の顔として人々が集う空間を作り出します。2階に大きなテラス、3階に眺望のテラスを設けます。テラスの賑わいと建物内のアクティビティが一体となって、広場に滲み出し、活気があふれる広場空間を作り出します。テラスは、広場の一部であり、自由に使える市民の居場所となります。

続きまして、高さです。4階建てとし、地上から15m程度の高さとなります。周囲との

調和を考慮し、高さを低く抑え、圧迫感を駅前広場や周辺建物に対して与えないこととします。

続きまして、色彩です。周囲に影響を与える駅ビルは、周南市のまちにふさわしい、落ちつきが感じられる色彩が望ましいと考えています。駅前広場に対しては、ピロティの駅裏、自由通路等には、杉の地場材を使用することで、木材利用のアピールを図るとともに、広場から見上げた建物の印象をやわらかいものといたします。JR側壁面塗装については、落ち着いた色彩を基調とする計画です。

最後に外構です。駐車場の公共の場から見える部分につきましては、街並みの連続性に配慮するとともに、本体建物との一体化を図ります。駅前広場から見える部分について、意匠性を持たせるとともに、JR側については、色彩に考量するよう努めています。

報告は以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。「(仮称)新徳山駅ビル建設計画」につきまして、ご質問等、ございましたらお受けしたいと思います。ご質問はございませんでしょうか?

(会長)

私から質問があります。計画は、もう設計もどんどん進んでいると思いますが、だいたい このパースに近い状態で出来上がっているのでしょうか?

(中心市街地整備課)

このイメージに近い状態で仕上げていただいています。今は、解体の工事が来年早々まで かかりますが、それに引き続いていくよう、建設業者の選定に取り掛かっています。

(委員)

右側が立体駐車場とご説明をいただいたのですが、この高さは、駅ビルが15mということで何mなのかということと、一枚目の右側の地図で、「南口」と表記がありますが、これは南口で正しいでしょうか?

(中心市街地整備課)

誤っています。「北口」ですので、訂正をお願いします。駐車場につきましては、三層でございまして、駅ビル自体より低くなっています。左側の建物概要に示してあるのですが、高さは11.09mの計画です。近鉄ビルの陰に隠れて、あまり見えないのですが、駅ビルよりも主張しないような高さになっていると考えます。

(委員)

このデザインは、壁が無いような感じになっていますが、徳山駅というのが、パッと見て 分かるような何か表示・サインはこれに入るのでしょうか?

(中心市街地整備課)

現在の自由通路が、2ページにあると思いますが、このあたりにJRの表示等が付く見込みです。

(会長)

他にご質問はございませんでしょうか?

(会長)

無いようでしたら、「(仮称)新徳山駅ビル建設計画」について、報告を受けたこととします。

続きまして、報告事項第3号の「周南市庁舎建設計画」について、報告をお願いします。

(建築課)

建築課です。「周南市庁舎建設計画」について説明をさせていただきます。

現在、周南市では昨年の7月より基本設計業務を進めておりまして、本年5月に完了いた しました。現在は実施設計を進めているところですので、本日の内容は、基本設計に基づい て行わせていただきます。あらかじめ、委員の皆様にはご了承いただきますよう、よろしく お願いいたします。

まず、施設の計画概要を説明いたしまして、その後に周南市景観形成基準の各項目の対応について説明をさせていただきたいと考えています。

それでは、資料1からご説明をさせていただきます。

まず設計にあたりまして、幾つかの機能をあげて基本方針とし、進めてまいりました。

まず一つ目は、窓口・相談機能、情報交流機能として、吹き抜けを庁舎の中心に据え、窓口が周囲を取り込むコの字型の施設構成とし、明るく見通しの良い、分かり易い庁舎といたしました。

二つ目は防災中枢機能として、災害時は当然に市役所本庁が対策本部として立ち上がることになりますので、災害に強い施設ということで、庁舎等は免震構造を採用し、安心安全の拠点として市民の暮らしを守る庁舎といたしました。

三つ目は市民協働機能として、より良い市政とするためには、市民との協働が欠かせない と考えております。市民と共に進めるには、利用し易く親しみの持てることが必要となりま す。そこで、通りからも市民活動の様子がうかがえる親しみ易い、誇りの持てる庁舎となる ようにいたしました。

四番目に、憩い・にぎわい機能として、三番目と重複しますが、市民活動を促す市民利用 会議室や多目的室、飲食施設を設け、街並みに対してもにぎわいを創出する庁舎となるよう にいたしました。

五番目の行政執務機能、議会機能として、執務ゾーンをコの字型に配置し、間仕切りの少ないオープンゾーンにすることで、行政サービスを機能的かつ効率的に行える庁舎といたしました。

六番目の環境配慮機能として、吹き抜けを利用した重力換気システムや太陽光発電システムの導入などを図っていきます。

続きまして、資料2の計画概要についてです。詳細なデータはご覧のとおりで、庁舎の高さは25.3m、駐車台数は、来庁者用165台、公用車用130台となっています。

周南市景観形成基準の各項目、外観・高さ・色彩・外構・緑化に配慮している点について、 ご説明します。

まず外観と高さについてですが、南北に長い敷地面積を活かしまして、岐山通り側に低層 2 階建ての「シビックプラットホーム」を配置しております。その奥に、6 階建ての庁舎を配置しております。庁舎棟は、西・北側住宅地への光を最小限にするよう高さを低く抑え、道路境界線より西側は18 m、北側は12 mセットバックして配置しております。庁舎棟の西側には防災・備品倉庫など、平屋建て倉庫棟を配置しております。

色彩についてですが、落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観との調和に配慮し、岐山通り沿道では、中明度3~7で、かつ、低彩度又は無彩色とするように努めたいと考えております。仕上げ材や色彩については、ご覧のイメージとなっているのですが、現在は実施設計の途中でありますので、多少変更される可能性もあります。ご理解いただければと考えております。

次に外構については、南側来庁者駐車場は街並みの景観に配慮いたしまして、岐山通り側にはシビックプラットホーム、南側には既存の緑化を活かした緑のスクリーンにより、県道から庁舎棟が直接に見えないような計画としております。

最後に緑化についてですが、既存の樹木は可能な限り活用し、移植等を考えております。 以上が、周南市景観形成基準に沿った説明となります。

(会長)

ありがとうございます。周南市庁舎建設計画につきまして、ご質問等、ございましたらお 受けしたいと思います。ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

シビックプラットホームと言われる所に入る、具体的な内容はどのようなものでしょうか?おそらく、既存の施設の代替的なものではないかと思います。既存施設は、どれが残るのでしょうか?

(庁舎建設課)

シビックプラットホームの2階部分に、市民館の代替となります会議室が有ります。これが市民協働ですね。それから、1階に多目的室が有り、市民が自由に利用できる共同スペースとなります。1階・2階については、市民の活動状況が分かるようなガラス張りにしたいと考えております。

(委員)

緑化について、これは楠とか使う予定なのでしょうか?

(庁舎建設課)

交差点の所に現在楠が有りますが、これは保存というか、残すように考えております。

(委員)

それに付随して、庁舎前庭ロータリー・駐車場中央にある木々はどのようになるのでしょ うか?

(庁舎建設課)

ブラジルの姉妹都市から送られた「イペの木」、徳山百樹になっています正面玄関の「ソ テツ」、このあたりは当然に残していく、それも可能な限り目立つ場所に移したいと考えて おります。

(会長)

市民からの希望も沢山あったので、それらを実現していくことは大変だと思いますが、よ ろしくお願いします。

(委員)

駐車場入り口にある、野村恒造(のむら つねぞう)さんの銅像は、そのままになるので しょうか?

(庁舎建設課)

それも現在は検討中です。工事の際に、多少は支障になるかもしれません。敷地内外、現 状維持になるか、検討しています。南側のヒマラヤ杉、これは先程話が出ました、駐車場が 一目で見えないようにという思いが有りますので、可能の限り残す方向で考えております。 但し、シビックプラットホームに直接かかります、岐山通側のヒマラヤ杉につきましては、 若干伐採しないとならないかと考えております。ヒマラヤ杉は、なかなか移植が難しい木な ので、台風とか来るとすぐに倒れたりするような木のため、支障が無い限りその場で残すよ うに考えております。

(会長)

御幸通の街路樹につながって岐山通と、周南市の良いところなので、なるべくその景観を 壊さないように、よろしくお願いしたいと思います。

(委員)

先程の広告の話と駅前ビルを併せた質問になるのですが、駅から庁舎に向かう、「御幸通」「岐山通」がありますよね、そこの景観を今のままでずっといかれるのか、もちろんそれを残してもう少しシンボリチックな通りとして活かしていくのか、どのようになるのでしょうか?

(事務局)

基本、この通りは戦災復興からが基盤で、保存であろうと認識しています。沿道については、調和のとれたまちづくりを市も進めようと考えておりますので、基本的には中心市街地活性化計画を進めておりますし、都市再生も進めております。その中で色彩も含めてトータルで、最初に貴重なご意見をいただきましたので、トータルで考えていきたいと思っております。

(委員)

私は保存がもちろん良いと思います。所謂「駅が変わる」「庁舎が変わる」というのは、これはもう、画期的な事になりますよね。そこの導線が完全に繋がらないとダメですよね。 導線が繋がるまちづくりをすると、ここがきらびやかな通りとなるので、集客力が高まると思います。本当に市民が憩える景観であれば、散歩をする人が多くなると思うのです。散歩ができるまちづくりというのを、景観という視点で作られたら、私はここが中国地方の青山通りになると思います。表参道になると思います。ビジョンを作って、景観を大切にしながらまちづくりをしたらと思います。今がチャンスです。今、これを変えなければ、変わらないと思います。

(会長)

核心をついた、まちづくり、これからのまちづくりのご意見として、今後もまた、色々と お話を聞きたいと思います。質問は、以上でよろしいでしょうか?

(委員)

鳥瞰パースがあって、せっかくの鳥瞰パースが北側は途切れています。これは、動物園まで入れて欲しいのです、動物園まで入っていたら完璧だと思います。

(委員)

そう、もう一つは動物園なのです。

(会長)

今、動物園はリニューアル中ですよ。まちづくりの計画は、そのようになっていますよ。 もっと、みんなで良いまちづくりができるようになればと思います。

それでは、他に質問が無いようでしたら、周南市庁舎建設計画について、報告を受けたこととします。

次に、報告事項第4号の景観届出について、報告をお願いします。

(事務局)

それでは、先日委員の皆様にお諮りをした景観の届出について、ご報告いたします。 お手元の報告事項第4号「景観届出について」をご覧ください。

こちらは、本年9月25日付けで受理いたしました、景観届出の案件になります。 委員の皆様には、先般、届出内容をお知らせし、皆様から貴重なご意見をいただいた一覧が、お手元の資料となります。

周南市景観形成基準の色彩項目においては、「落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする」「周囲が山・田園等の自然景観である地域、歴史的まち並みや集落、街路景観が整っている地域では、高明度及び高彩度の色は避ける」と設定されておりますが、この案件は、重点地区「都心軸地区」近郊の住宅が密集する場所で、色彩が「2.5 YR 5/12」と、彩度の高い内容となっております。

委員の皆様からいただいたご意見を反映し、周囲の景観との調和が図られるよう、届出者の代理者と複数回に及ぶ連絡調整を行った結果、「外構・緑化の活用など、全体的な色彩が周辺の景観との調和を図れるよう努めてください。」という景観の誘導をさせていただきました。

外観の色彩について、今後に変更がありましたら、変更届出を行っていただくように伝えております。

以上が、報告となります。

(会長)

ありがとうございます。景観届出につきまして、ご質問等、ございましたらお受けしたい と思います。ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

外構・緑化で対応されるということですね?

(事務局)

外構・緑化を積極的に取り入れると同時に、色彩の変更についても、積極的に配慮いただくように誘導をさせていただいております。

(会長)

その他にご質問は有りませんか?個人の住宅は、なかなか窓口での誘導は難しいかもしれませんが、今後も景観の誘導をよろしくお願いします。

それでは、景観届出について報告を受けたこととします。

本日の審議は以上でございます。

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(委員)

報告事項第4号について意見の収集があった際にお答えしたのですが、私は景観形成ガイドラインの深化を検討した方が良いとしたのですが、今後、検討していく可能性は有りますか?

(事務局)

色彩のガイドラインは、重点地区の都心軸地区以外に具体的なマンセル数値による規制は 設けていません。今後、実情に合わせて景観計画の修正を行う必要も出てきますので、併せ てガイドラインも検討していくことになると考えます。

(会長)

私も、ガイドラインを見ながら修正が必要なところもあるかと思います。建築士会では、 まちの色彩をとりあえず測色してみようということになっています。基礎データを作成して、 考えていければと思います。ガイドラインを変更することは、すぐにできるものでしょう か?

(事務局)

ガイドラインの変更は、審議を経て行うことはできますが、条例変更などの法的な手続き を要する場合は、段階を経て変更する必要があります。

(委員)

全体に絡むので最後に質問しようと思っていたのですが、報告事項第1号の資料3ページ 2行目にある、「周南市らしい」という言葉ですが、明文化したものが何かあるのでしょう か?

(事務局)

明文化したもの、定義付けしたものは有りません。景観計画を作成する際に、7地区に分けて検討しました。それぞれの地区でワークショップを行って、どんな景観目標があったらいいだろうと意見を集約しました。実際に、どのように計画に基づいたまちづくりをしていくのか、それはこれからです。

景観を保全する又は新たに創出をしていく機会ごとに、市民・行政・事業者が協働して考えていこうという趣旨で「周南市らしい」という言葉に集約されていると考えています。

(委員)

そうなのですね。

これは、明文化した方がいいですよね。「周南市らしい」「〜らしい」というのは、アイデンティティーの問題ですよね。アイデンティティーが明確にならないと、景観をどうしたいとか、色彩をどうしたいかとか、規制をどうするべきとかにならないですよね。

アイデンティティーをどのように作るかというと、「ボトムアップ」ではなく「トップダウン」です。なので、これは、かなり揉める話だと思います。でも、それをトップダウンにしない限りは、「らしさ」はいつまでも作れないです。市民からの意見を待っていたら、「らしさ」は作れないです。

(会長)

私も景観計画を作成する段階でのCAA(公募委員と学識経験者などで構成される委員会)で、景観の特徴を考えてみました。地区ごとでは特徴がつかみにくいので、特化したもので考えていくことも大切だと思います。前向きに進めていっていただけたらと思います。それでは、ここで事務局へ進行を引き継ぎたいと思います。お願いいたします。

(事務局)

委員の皆さま、お疲れさまです。

事務局からの連絡事項は特にございません。

以上をもちまして、第4回周南市景観審議会を終了致します。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

閉会 11時30分